

# 電話等サービス契約約款【現改比較表】 2026年2月28日現在

～2026年3月31日

2026年4月1日～

[\(令和8年1月30日現在\)](#)

目次

第1条～第47条 (略)

第48条 [電話帳](#)

第49条 [電話番号案内](#)

第50条～第54条 (略)

別記

1～2の5 (略)

3 [電話帳の普通掲載](#)

4 [電話帳の掲載省略](#)

5 [電話帳の重複掲載](#)

6 [協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行](#)

6の2～13 (略)

料金表

通則～第2表 (略)

第3表 [重複掲載料](#)

第4表～第7表 (略)

[\(令和8年4月1日現在\)](#)

目次

第1条～第47条 (略)

第48条 [削除](#)

第49条 [削除](#)

第50条～第54条 (略)

別記

1～2の5 (略)

3 [削除](#)

4 [削除](#)

5 [削除](#)

6 [削除](#)

6の2～13 (略)

料金表

通則～第2表 (略)

第3表 [削除](#)

第4表～第7表 (略)

<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 電話等サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。</p> <p><u>(注) 当社は、別記4 (電話帳の掲載省略) に規定する通話については、通話以外の通信を</u> <u>通話とみなして取り扱いません。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 電話等サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。</p>
<p>第2章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第42条の2～第47条 (略)</p>	<p>第2章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第42条の2～第47条 (略)</p>
<p><u>(電話帳)</u></p> <p>第48条 <u>当社は、契約者から請求があったときは、別記3から5に定めるところにより、当社が付与した番号を電話帳(当社が別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。</u></p> <p>2 <u>当社は、別記6に定めるところにより、電話帳の発行を行います。</u></p> <p><u>(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める協定事業者は、N T T東日本株式会社及びN T T西日本株式会社とします。</u></p>	<p>第48条 <u>削除</u></p>
<p><u>(電話番号案内)</u></p> <p>第49条 <u>当社が付与した番号は、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。</u></p> <p><u>ただし、電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、番号の案内は行いません。</u></p> <p><u>(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、N T T東日本株式会社及びN T T西日本株式会社とします。</u></p>	<p>第49条 <u>削除</u></p>
<p>第50条～第51条 (略)</p>	<p>第50条～第51条 (略)</p>

<p>(番号情報の提供)</p> <p>第51条の2 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（<u>第48条（電話帳）及び第49条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。</u>）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにN T T西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するN T T西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。</p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、N T T西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。</p> <p>(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。</p> <p>(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</p> <p>(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にN T T西日本株式会社が提供します。</p>	<p>(番号情報の提供)</p> <p>第51条の2 当社は、<u>契約者から請求があったときは</u>、当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにN T T西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。<u>この場合において、登録する番号情報はN T T西日本株式会社が定める形式に従うものとし、その着信課金番号又は特定着信番号が臨時の付加機能に係るものである等のときは契約者から請求があったとしても登録できないことがあります。</u></p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するN T T西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。</p> <p>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、N T T西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。</p> <p>(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。</p> <p>(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成10年郵政省告示第570号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</p> <p>(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にN T T西日本株式会社が提供します。</p>
<p>第52条～第53条の3 (略)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>別記 1～2の5 (略)</p>	<p>第52条～第53条の3 (略)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>別記 1～2の5 (略)</p>

<p>3 <u>電話帳の普通掲載</u></p> <p>(1) <u>当社は、契約者（料金表第1表第1（基本料金）に規定する着信課金番号を付与された契約者又は特定着信番号を付与された契約者に限ります。以下別記5（電話帳の重複掲載）までにおいて同じとします。）から請求があったときは、着信課金番号又は特定着信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を掲載します。</u></p> <p><u>ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1</u></p> <p><u>イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1</u></p> <p><u>ウ 契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所のうち1</u></p> <p>(2) <u>(1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。</u></p> <p>(3) <u>(1)の規定により普通掲載として掲載できる数は、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）の適用の単位となる数の範囲内とします。</u></p> <p>(4) <u>当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。</u></p>	<p>3 <u>削除</u></p>
<p>4 <u>電話帳の掲載省略</u></p> <p>(1) <u>当社は、次の場合に該当するときは、別記3（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。</u></p> <p><u>ア その着信課金番号又は特定着信番号が、臨時の付加機能に係るものであるとき。</u></p> <p><u>イ 契約者の加入電話等設備又は、別記4の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないとき。</u></p> <p>(2) <u>当社は、(1)のアからイに規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。</u></p>	<p>4 <u>削除</u></p>

<p>5 <u>電話帳の重複掲載</u></p> <p>(1) <u>当社は、契約者から、普通掲載のほか、別記3（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。</u></p> <p><u>ア 氏名、名称若しくは称号（普通掲載として掲載したものを除きます。）又は商品名による掲載</u></p> <p><u>イ 普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載</u></p> <p>(2) <u>(1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。</u></p> <p>(3) <u>当社は、その重複掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。</u></p> <p>(4) <u>契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p><u>ただし、地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能を利用する利用回線、IP通信網サービス利用回線又は他社直収電話等利用回線の設置場所に係る電話帳掲載地域の電話帳に掲載する場合は支払いを要しません。</u></p> <p>(5) <u>契約者は、(4)の規定により、支払いを要することとなった重複掲載料に係る債権を当社がその電話帳を発行する協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の周知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。</u></p> <p>(6) <u>(5)の規定により、債権を譲渡することとなる重複掲載料に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u></p> <p>(7) <u>(5)及び(6)の規定にかかわらず、第31条第3項において当社又は請求事業者が通話に関する料金を請求することとなる場合は、この限りではありません。</u></p>	<p>5 <u>削除</u></p>
<p>6 <u>協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳の発行</u></p> <p><u>当社は、電話帳に掲載した事項について、協定事業者が発行する電話帳以外の電話帳を発行する場合があります。</u></p>	<p>6 <u>削除</u></p>
<p>6の2～13 （略）</p> <p>料金表 通則～第2表（略）</p>	<p>6の2～13 （略）</p> <p>料金表 通則～第2表（略）</p>
<p>第3表 <u>重複掲載料</u></p> <p><u>電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(550円)</u></p>	<p>第3表 <u>削除</u></p>

第4表～第7表 (略)	第4表～第7表 (略)
	<p><u>附 則 (令和8年2月24日 C A S 1 第000400010180-01号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>